# 北九州市観光WEBサイトリニューアル実施業務 公募型プロポーザル方式実施要領

## 1 業務委託名

北九州市観光WEBサイトリニューアル実施業務

## 2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### 4 事業者選定について

公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するものとし、審査委員会による 審査を行う。

審査会に参加する事業者は、以下の要領で「企画提案書」及び「見積書」等を提出 し、後日、提出書類についてプレゼンテーションを実施する。

審査委員会は、「企画提案書」及び「見積書」等の内容を審査し、提案事業者の中から 1 社を受託候補者として特定する。

## 5 予算上限額

10,000,000円(消費税および地方消費税相当額を含む額)

#### 6 参加資格

本業務への応募は、以下のすべての要件を満たしているものであること。

- (1)「仕様書」に定める業務内容の実施が可能な事業者であること。
- (2) 北九州市情報発信強化委員会その他協会や北九州市の要請に応じて、速やかに対応することが可能なものであること。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
- ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条または第19条の規定による破産手続き開始の申立て
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続き開始の申立 て
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの申立 て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 役員等(役員及び従業員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められる者
  - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不当な利益を得る目的または第三者に損害を 与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

- 工 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等力 説的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者力 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
- キ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (5) 市税・国税等を滞納していないこと。
- (6) 地方自治体、国等から指定停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 当該業務に関して専門的な知識及び実績を有しているほか、従事者の守秘義務の徹底など、情報セキュリティに関して十分な体制を有しているものであること。
- (8) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり企画提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。
- (9) グループで参加する場合は、代表とする法人を定めること。

# 7 実施スケジュール

(1)公募開始日 令和6年6月21日(金)

(4) 提案書・見積書等提出期限 令和6年7月16日(火) 正午まで

(5)審査会 令和6年7月23日(火)

(7) 以後のスケジュールは選定業者との協議により決定する。

※各実施日は、事務の都合により変更される場合あり。

## 8 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催しない。

#### 9 質問

質問がある場合は、質問票(様式3)により、「17 問合せ先」へ電子メールにて 提出すること。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※提出の際、ファイル名を【貴社名 質問票】とすること。

- (1)質問票の提出期限令和6年6月26日(水)正午まで
- (2) 質問に対する回答予定令和6年6月28日(金)
- (3) 質問回答方法 電子メールによる

※社名等を伏せた上ですべての提案者に公開する。

## 10 参加表明書について

本公募の参加希望者は、以下のとおり参加表明書(様式1)を提出すること。 ※提出の際は、ファイル名を【貴社名 参加表明書】とすること。

(1)参加表明書の提出期限

令和6年7月1日(月)正午まで

(2) 提出先

「17 問合せ先」と同じ

(3)提出方法

電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

#### 11 企画提案書及び見積書等の提出について

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については事業者の負担とする。

提出された書類は、選定以外に無断で使用しない。なお、提出された書類等を公開する場合は、事前に当該提案者の同意を得るものとする。

## (1)提出書類

ア 企画提案書(様式自由)

A4縦、横書き、左綴り両面を基本とするが、図面等でこれにより難い場合は、A4横でも可とする(両面20ページ以内)。

- イ CMS要件書(別紙)
- ウ 見積書(様式自由)

見積金額総額及び明細(消費税及び地方消費税を合計した金額)。

※見積額が予算を超えると失格となりますのでご注意ください。

工 団体概要(様式2)

# (2)企画提案書等提出について

ア提出方法

郵送もしくは持参(「11(1)提出書類」は、各6部提出すること。 うち、5部については、提出資料から社名を削除・黒塗りなどで隠すこと)

※持参による提出の場合、平日の9時から17時(最終日は12時(正午))までの

時間厳守とし、この期間以外の受付は一切しない。

※郵送の場合は書留郵便で、提出期限内に必着のこと。

イ 提出先

「17 問合せ先」と同じ

ウ提出期限

令和6年7月16日(火)正午まで

※提出の期限を過ぎた場合、失格とする。

## 12 企画提案書の記載事項について

企画提案書に記載する内容は、以下項目を含めること。

(1) 基本コンセプト(ロゴ・バナーを含む)

仕様書「3 業務の目的」を達成し、継続的・効果的に北九州市の魅力を伝えるための基本コンセプトを提案すること

(2) サイト編成・ページイメージ

サイトマップを提案し、各ページに導入予定の機能などがあれば明示すること また、トップページやコンテンツページについて、ページイメージ(スマートフォン表示およびパソコン表示)を提示し、その内容の説明を行うこと

(3) コンテンツの整理・充実に関する提案

現行サイトの現状分析(必要によって類似サイトとの比較を含む)を行った上、 コンテンツの整理、充実、SNSとの連携に関する提案を行うこと なお、特に目玉となるようなコンテンツや工夫がある場合は説明すること

(4) CMSの性能・拡張性

専門的な知識を必要とせず、簡単な操作により情報を発信・更新できる仕組みを 提案すること

(5) 運用保守を含む実施体制

体制図および構成員ごとの役割や、情報発信強化委員会事務局との連絡体制について具体的に記載すること

(6) 情報セキュリティなどシステムの品質・性能

サーバやサイト全体の安全性・信頼性を保証する対策や手法、緊急時の対応、S EO対策に関する工夫、改善点について記載すること

(7) 実施スケジュール

仕様書などを踏まえ、業務期間内に実施完了できる具体的なスケジュールを記載 すること

(8) 会社概要

過去のWEBサイトの作成実績、外国語(英語、中国語(繋体字・簡体字)、韓国語)のサイト運営の経験があればその内容を記載すること

- (9) 次年度以降3年間の保守管理・運用の方針と費用(概算)
- (10) その他の提案事項

#### 13 審査会の実施

提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる選考会を行い、最も評価点の高いものを最優秀提案者として選定する。なお、日時等については、以下のとおりとする。

- (1) 開催日時 令和6年7月23日(火) ※時間については別途個別に連絡する。
- (2) 開催場所

AIMビル(北九州市小倉北区浅野) ※プレゼンテーション会場については、参加者に対し改めて連絡する。

## (3) 実施方法

プレゼンテーション 20分、質疑10分(対面またはオンラインによる) パワーポイントなどを使用する場合は、事前に事務局に連絡すること。

## 14 審査結果の通知

令和6年7月24日(水)予定 審査結果は、企画提案書を提出した全ての事業者に対しメールにて通知するもの。

# 15 受託候補者との契約締結

- (1) 審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、発注者に不利にならない変更であって、公募型プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、 随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規定の定めに 従い処理する。

#### 16 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施要項、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 参加表明書の提出後、希望があれば辞退することが可能。この場合でも、以後、 不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールで 辞退届(様式4)を提出すること。

#### 17 問合せ先

北九州市情報発信強化委員会事務局 担当:盛田・森

電話: 093-541-4151 FAX:093-541-4139

住所: 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1AIM4F

Mail:gururich@hello-kitakyushu.or.jp